

大阪市西成区献血推進員設置要綱

第1 目的

献血事業を強力かつ円滑に推進し、輸血用血液確保の万全を期するために、区内に献血推進員（以下「推進員」という）を置く。

第2 職務

推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 血液に関する知識の普及と献血思想の啓発
- (2) 献血組織の育成及び指導
- (3) 献血の実施に対する協力及び指導
- (4) 血液を必要とする者に対する相談及び協力
- (5) 関係機関等との連絡調整
- (6) その他献血の推進に必要な業務への協力

第3 定数

推進員の定数は、各連合振興町会単位に概ね1名とする。

第4 選任方法

区長は、当該地域に居住して、その地域の実情に精通し、人格識見が高く、社会的な信望があり、かつ献血の推進に熱意と実行力をもって、奉仕的に活動ができると認められる者のうちから、区保健福祉センター所長が推せんした者に対し、推進員を委嘱する。

第5 任期

推進員の任期は委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 指導等

区保健福祉センター所長は、推進員に対し、その職務について、必要な指導又は助言を与えることができる。

第7 幹事の設置

推進員相互の連絡調整を図るため、若干名の幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、推進員の互選によることとし、選出されたときは区保健福祉センター所長あて報告するものとする。

第8 委嘱の取消

区長は、推進員が次の各号の1に該当する場合は、その委嘱を取消することができる。

- (1) 職務の遂行ができなかったとき
- (2) 辞退を申し出たとき
- (3) その他区長が取消す必要があると認めたとき

第9 その他

この要綱で定めるもののほか、推進員の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。